

城東区からみなさんに

お知らせ

お知らせ

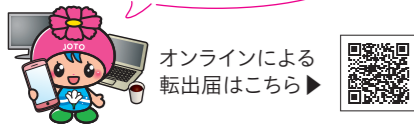


引越しが決まったらマイナポータル、スマート申請が便利!! (パソコンやスマートフォンが必要です)

大阪市外への引越しには マイナポータルでの転出届の 申請が便利!

マイナンバーカードを使ってマイナポータルで転出届が提出できます。区役所への来庁は不要です。(一部の手続きを除く)

スマートフォン・パソコンでできるよ!

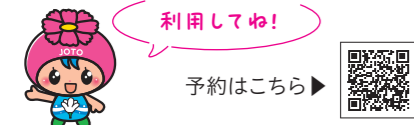


オンラインによる
転出届はこちら▶

窓口予約が便利!

区役所へ来庁の予定がある場合、日時予約ができます。(一部の窓口に限る)

利用してね!



予約はこちら▶

大阪市内や城東区内での引越しには、スマート申請 (大阪市行政オンラインシステム)が便利!

「手続き判定ナビ」で質問に回答することで必要な行政手続きが判定できます。事前にスマートフォン・パソコンなどから申請入力していただくと、区役所来庁時には入力内容が記載された申請書で手続きができます。

スマート申請は
こちら▼



問合せ：マイナポータルに関すること▶マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
転入届・転出届に関すること▶窓口サービス課(住民情報) ☎6930-9963 FAX050-3535-8687
スマート申請等に関すること▶総務課 ☎6930-9625 FAX050-3535-8684

令和6年4月分から児童扶養手当の 支給月額が改定されます

| | | |
|-----------------|----------------------|-------------------|
| 児童 1人目 | 全部支給…44,140円 | ➔ 45,500円 |
| | 一部支給…44,130円~10,410円 | ➔ 45,490円~10,740円 |
| 児童 2人目 | 全部支給…10,420円 | ➔ 10,750円 |
| | 一部支給…10,410円~5,210円 | ➔ 10,740円~5,380円 |
| 児童 3人目 以降 | 全部支給…6,250円 | ➔ 6,450円 |
| | 一部支給…6,240円~3,130円 | ➔ 6,440円~3,230円 |

現在受給中の方については、4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ：保健福祉課(子育て教育)
☎6930-9065 FAX050-3535-8688

令和6年4月分から特別児童扶養手当・ 特別障がい者手当等の手当月額が 改定されます

- ①特別児童扶養手当(1級)… 53,700円 ➔ 55,350円
- ②特別児童扶養手当(2級)… 35,760円 ➔ 36,860円
- ③特別障がい者手当 …… 27,980円 ➔ 28,840円
- ④障がい児福祉手当 …… 15,220円 ➔ 15,690円
- ⑤経過的福祉手当 …… 15,220円 ➔ 15,690円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ：保健福祉課(福祉)
☎6930-9857 FAX050-3535-8688

令和6年度 城東区役所予算額

城東区では、本予算と併せて作成する城東区運営方針に基づいた次の取組みを積極的に進め、「城東区に住んでよかったと思えるまち」をめざします。

- 各地域活動協議会等を中心としたコミュニティづくりの支援。
- 避難所の機能強化や、地域防災力および地域防犯力の向上。
- 子育てに関する情報発信の強化、要保護児童やヤングケアラー等への支援の充実を図るとともに、不登校や不登校傾向の子どもを対象として居場所(学校内含む)づくり等を通じた基礎学力の向上や学習習慣の形成による学校生活の充実化。

- 地域福祉支援事業や地域包括ケアシステムの充実等による、地域で支えあうまちづくり。
- 職員のコンプライアンスの意識の向上や、DXを活用した窓口サービスの向上、窓口環境の改善、情報発信の充実等。

区長自由経費/6億4,036万2千円

区CM自由経費※/4億9,989万6千円

※区長が本市各局の事業施行を指揮監督する「区CM(シティ・マネージャー)」の立場で、編成した各局所管予算



運営方針は、区広報誌「ふれあい城東」5月号でご紹介します。
問合せ：総務課 ☎6930-9625 FAX050-3535-8684

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)へ 令和6年度からの介護保険料が変わります

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。令和6~8年度の介護保険料年額は次のとおりです。(次の見直しは令和9年度)

令和6年度~8年度介護保険料(年額)の計算方法

基準となる月額保険料9,249円×12月=年額110,988円(基準額) 基準額(110,988円)(年額)×所得に応じた割合(0.335~3.00)

| 保険料段階 | 対象者 | 令和6~8年度 | |
|-------|---|---------------------------------|---------------|
| | | 割合 | 年額 |
| 第1段階 | ○老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者 | 0.335 | 37,181円 |
| 第2段階 | 本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方 全員が市町村民 税非課税 | 本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下 | 0.335 37,181円 |
| 第3段階 | | 本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が120万円以下 | 0.485 53,830円 |
| 第4段階 | | 第2段階・第3段階以外の方 | 0.685 76,027円 |
| 第5段階 | 同じ世帯に市町村民 税課税者がいる方 | 本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下 | 0.85 94,340円 |
| 第6段階 | | 第5段階以外の方 | 1.00 110,988円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税 | 本人の合計所得金額125万円以下の方 | 1.10 122,087円 |
| 第8段階 | | 本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方 | 1.25 138,735円 |
| 第9段階 | | 本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方 | 1.50 166,482円 |
| 第10段階 | | 本人の合計所得金額300万円以上400万円未満の方 | 1.75 194,229円 |
| 第11段階 | | 本人の合計所得金額400万円以上500万円未満の方 | 2.00 221,976円 |
| 第12段階 | | 本人の合計所得金額500万円以上600万円未満の方 | 2.20 244,174円 |
| 第13段階 | | 本人の合計所得金額600万円以上700万円未満の方 | 2.40 266,372円 |
| 第14段階 | | 本人の合計所得金額700万円以上1,000万円未満の方 | 2.60 288,569円 |
| 第15段階 | | 本人の合計所得金額1,000万円以上の方 | 3.00 332,964円 |

※1 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額

○介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(市内在住の65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ：介護保険料コールセンター ☎7777-4269(4月16日(火)~30日(火) 9:00~17:30(土日祝除く))
保健福祉課(介護保険) ☎6930-9859 FAX050-3535-8688

▶区人口:167,420人、世帯数:84,451世帯(3月1日現在推計)
▶交通事故(人身事故)件数:54件(概数)、火災件数:2件、救急件数:1,870件(2月累計)

窓口サービス課(住民情報・保険年金)の日曜開庁日は4月28日(日)9:00~17:30です。取り扱える主な業務は、転入・転出などの届出、マイナンバーカードの受取りなど、出生・婚姻などの戸籍届出、国民健康保険や国民年金の各種届出などです。一部取り扱えない業務がありますので、詳しくはお問い合わせください。区役所窓口のお呼び出し状況は、区ホームページで確認できます。

